

(第1回最終変更) 契約変更の内容

契約変更年月日	令和 8年 4月 20日
契約業者名	阪神高速技研(株)
契約業者の住所	大阪府大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル23階
業務の名称	積算基準改正及びその他資料作成業務(施設-2025)
業務場所	阪神高速道路株式会社が指定する場所
業務種別	(その他)
業務概要	積算基準・単価等改定工事の設計・積算・施工点検に係る資料作成等
業務期間(自)	令和 7年 4月 1日
業務期間(至)	令和 8年 4月 30日
契約金額	84,172,000 円
変更金額	2,915,000 円 増
変更後の契約金額	87,087,000 円
変更理由	別紙のとおり

※金額は、税込みである。

## 変更契約理由書

積算基準改正及びその他資料作成業務（施設－2025） 第1回（最終）変更

1. 以下の変更を行う。

- ・積算基準改訂に伴い、高速道路設備積算システムの週休2日補正対応を追加するもの。【追加】
- ・設計業務委託等技術者単価の変更等に伴い、追加で必要となった単価作成を行うもの。【追加】

2. 数量精査によるもの

積算基準改正における作業量、積算システムの保守管理（高速道路設備、営繕）の実施回数などの数量精査により数量の変更をするもの。【変更】

以上